

利用上限額について よくある質問とその回答

Q1

利用上限額の設定にあわせて、なにか手続きは必要ですか？



A1

利用上限額の設定に伴い、利用者の方に行っていただく手続きはありません。

Q2

利用上限額が設定されると、今持っている「シニア半わりりゆーと」や、チャージ額残高はどのようにになりますか？



A2

現在お持ちの「シニア半わりりゆーと」や、チャージ額残高は引き続き利用できます。

Q3

精算方法やチャージの方法に変更はありますか？



A3

精算方法やチャージの方法に変更はありません。

Q4

今後はひと月に 3,500 円チャージしないと乗れないようになるのですか？



A4

ひと月に 3,500 円チャージしないと乗れなくなるようなことはありません。

Q5

ひと月で 3,500 円利用しない場合、なにか影響はありますか？



A5

ひと月で 3,500 円利用しない方への影響はありません。

これまでどおりにシニア半わりりゆーとを利用できます。

Q6

3,500 円を超えてしまった場合、「シニア半わりりゆーと」は使えなくなりますか？



A6

「シニア半わりりゆーと」は引き続き利用できますが、3,500 円を超えた次の精算からは、半額にならず、通常運賃がチャージ額残高から引き去られることとなります。

Q7

「おでかけ 65/70」とはなんですか？



A7

新潟交通(株)が販売する高齢者向けのお得な定期券で、購入すると対象のバス路線が期間中乗り放題となります。対象路線など詳しくは新潟交通(株)のホームページをご覧ください。

なお、シニア半わりの上限額を超えた利用が想定される方は、「おでかけ 65/70」の方がお得になる場合がありますので、ぜひ「おでかけ 65/70」への移行もご検討ください。

Q8

「おでかけ 65/70」はどこで購入できますか？



A8

新潟交通(株)のバスセンター案内所や、各営業所で購入できます。
詳しくは新潟交通(株)のホームページをご覧ください。

Q9

お知らせの手紙が送られてきたけど、住所が間違っていました。



A9

シニア半わり登録・更新時の住所データをもとに送付しましたが、住所変更の手続きがされておらず、旧住所あてとなった可能性があります。

現在住所が変わっている方は、住所変更の手続きが必要となりますので、シニア半わり更新の際に、新潟交通(株)の窓口で住所が変わっている旨をお伝えしてください。

Q10

なぜ利用上限額を設定することになったのですか？



A10

シニア半わりの参加者は毎年増加し、現在、市内の 65 歳以上人口の 2 割弱に当たる約 4 万人の方に参加いただき、大変好評な事業である一方、市の補てん額は拡大してきました。

このため、将来に渡り持続可能な事業となるよう、これまで蓄積した利用状況の分析をした結果、利用者の約 95 パーセントは毎月 3,500 円未満の支出であること、残りの約 5 パーセントの方は毎月 3,500 円以上支出し、補てん額全体の約 20 パーセントを利用している実態が分かってきました。

この結果から、毎月 3,500 円以上を支出している利用者については、シニア半わりではなく、新潟交通(株)が高齢者向けに販売している「おでかけ 65/70」を購入した方が、安価にバスを利用できる場合があること、また、少数の方に対して事業費の多くが投入されている実態に基づき、税の使途の公平性の観点から、このたび利用上限額を定める制度に見直すことにしたものです。